建設工事（市外業者）申請要領

１　提出対象者

令和８年度入札参加資格審査申請書の申請区分で「建設工事」を選択した、本店が今治市外にある業者

２　提出書類一覧表

|  |
| --- |
| (１)　入力票Ａ（建設工事（市外業者用））（今治市指定様式） |
| (２)　建設業許可(証明)書等（写し） |
| (３)　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し） |
| ※その他審査項目（社会性等）の健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」となっているが、その後、社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、次に掲げる当該事実を証明する書類を提出  ア　雇用保険の加入に関する書類  (ア)　雇用保険料納入証明書（原本）  (イ)　直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書（写し）  イ　健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類  (ア)　社会保険料納入証明書（原本）  (イ)　保険料納付領収証書（直前３箇月以内のもの）（写し）  ウ　社会保険等の適用除外に係る誓約書（今治市指定様式）  ※社会保険等の届出の義務を有しない者であって、上記書類を提出することができない場合に提出 |
| (４)　建設業退職金共済事業加入証明書（写し）、その他退職金制度加入証明書等（写し） |
| (５)　工事経歴書（今治市指定様式）又は工事経歴書（建設業許可申請様式第２号（第２条、第19条の８関係））（副本の写し） |
| (６)　技術者経歴書（任意様式） |
| (７)　 営業所技術者等証明書（建設業許可申請様式第８号（第３条関係））（副本の写し）又は営業所技術者等一覧表（建設業許可申請様式第１号（第２条関係）別紙四）（副本の写し） |
| (８)　営業所一覧表（建設業許可申請様式第１号別紙二(１)又は(２)）（副本の写し） |
| (９)　建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表(建設業許可申請様式第11号)(副本の写し) |

３　提出書類

(１)　入力票Ａ（建設工事（市外業者用））

ア　商号又は名称（フリガナ）、商号又は名称（漢字）、代表者、連絡先及び住所

(ア)　受任者がいない場合

代表権を有する者の商号又は名称、役職及び氏名、連絡先及び住所を記入してください。

(イ)　受任者がいる場合

入札及び契約に係る権限を受任する者（支店・営業所等の長）が所属する支店・営業所等の商号又は名称、受任する者の役職及び氏名、連絡先及び住所を記入してください。

※入力票の記載内容が、入札及び契約に関する書類にそのまま反映されますので、文字等を省略せずに正確に記入してください。ただし、商号又は名称（フリガナ）は、法人組織を示す語を除いたものをカタカナで記入してください。

※住所は、登記上の住所でなく、建設業法上の営業所所在地を記入してください。

※住所は、正確（「丁目」、「番」、「号」、「番地」等を省略せず）に記入してください。ただし、住所が愛媛県内の場合は、市町村名から記入してください。

イ　総職員数

申請日現在において、事業主として労働契約を締結している全職員数を記入してください。

ウ　建設業従事職員数

申請日現在において、事業主として労働契約を締結している全職員数の内、資格の有無に関係なく、技術職員、建設工事に関係する営業職員及び事務職員を合計した人数を記入してください。

エ　資本金額・自己資本額

最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「資本金額」、「自己資本額」欄に記載されている金額を正確に転記してください。

オ　本資格審査を申請し、又は申請を予定している系列会社の有無

本市に本資格審査を申請し、又は申請を予定している系列会社がある場合は「有」を“○”で囲み、系列会社が無い場合は「無」を“○”で囲んでください。

なお、「有」を“○”で囲んだときは、「資本関係及び人的関係に係る状況届」（今治市指定様式）を提出してください。

※系列会社とは、資本関係（親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。）と子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。）の関係にある場合、又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合）又は人的関係（一方の会社の役員が、他方の会社の役員、又は管財人を現に兼ねている場合）がある会社をいいます。

カ　電子利用者登録

申請日現在において、えひめ電子入札共同システム（今治市）の利用者登録が完了している場合は「済」を“○”で囲み、完了していない場合は「未」を“○”で囲んでください。

なお、「済」を“○”で囲んだときは、登録しているICカードの有効期限を正確に記入してください。

キ　経営事項審査関係

申請日現在における最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「通知書」といいます。）に記載されている内容を正確に転記してください。

なお、下記(イ)で希望業種として選択した建設工事以外のものについては、記入は不要です。

(ア)　審査基準日

通知書の「審査基準日」を正確に転記してください。

※審査基準日が令和６年５月14日以前のものは無効とします。

(イ)　希望業種

建設業許可を受けている建設工事の内、今治市の競争入札の参加を希望する業種の「希望業種」欄に“○”を記入してください。建設業許可を受けている建設工事であれば、希望業種の数に制限はありません。

(ウ)　許可区分

希望業種についてのみ、通知書の「許可区分」欄により特定に該当する場合は「特定」欄に“○”を記入し、一般に該当する場合は「一般」欄に“○”を記入してください。

(エ)　総合評定値(Ｐ)

希望業種についてのみ、通知書の「総合評定値(Ｐ)」欄に記載されている数字を正確に転記してください。

(オ)　完成工事高

希望業種についてのみ、通知書の「完成工事高」の「年平均」欄に記載されている数字を正確に転記してください。

(カ)　技術職員数

希望業種についてのみ、通知書の「元請完成工事高及び技術職員数」の「技術職員数」欄に記載されている数字を正確に転記してください。

※通知書の技術職員数と申請日現在の技術職員数との間に差異が生じている場合でも通知書に記載されている数字を正確に転記してください。

ク　営業所の営業所技術者等氏名

希望業種についてのみ、「営業所技術者等証明書」（建設業許可申請様式第８号（第３条関係））又は「営業所技術者等一覧表」（建設業許可申請様式第１号（第２条関係）別紙４）に記載されている営業所技術者等の氏名を正確に転記してください。

(２)　建設業許可(証明)書等

建設業法第３条第１項の規定に基づく「許可(証明)書」等の原本の写しを提出してください。

※申請日現在で有効期間の満了日が到来していないか確認してください。

※申請日時点で建設業の許可期限が満了している業者で、誓約書を提出することなどにより当該申請が受領されている場合は、許可更新前の建設業許可（証明）書等及び最新の許可状態が分かる建設業許可変更届に加えて、許可権者の受付印が押印された建設業許可申請書及び誓約書の写しを添付してください。

(３)　経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

審査基準日が令和６年５月15日以降で申請日現在における最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出してください。

※その他審査項目（社会性等）の健康保険、厚生年金保険又は雇用保険の加入状況が「無」となっているが、その後、社会保険等に加入又は適用除外となった場合は、次に掲げる当該事実を証明する書類を提出してください。なお、詳細は「建設工事に係る社会保険等未加入対策の実施について」を参照してください。

ア　雇用保険の加入に関する書類

(ア)　雇用保険料納入証明書（原本）

(イ)　直近の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及び保険料領収済通知書（写し）

イ　健康保険及び厚生年金保険の加入に関する書類

(ア)　社会保険料納入証明書（原本）

(イ)　保険料納付領収証書（直前３箇月以内のもの）（写し）

ウ　社会保険等の適用除外に係る誓約書（今治市指定様式）

※社会保険等の届出の義務を有しない者であって、上記書類を提出することができない場合に提出してください。

(４)　建設業退職金共済事業加入・履行証明書又はその他退職金制度加入証明証等

建設業退職金共済事業本部が発行する「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の原本の写し又は「建設業退職金共済契約者証」の原本の写しを提出してください。

建設業退職金共済制度に加入せず自社の退職金制度のみの場合は、「退職金規則」等の原本の写しを提出してください。

※「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」は、証明日が申請日から起算して１年以内のものに限ります。

(５)　工事経歴書

入力票Ａに記入した希望業種についてのみ、今治市指定様式により、建設工事の種類ごとに完成年月日が申請日から起算して概ね２年以内の工事を記入したものを作成してください。なお、概ね２年以内の工事が把握できるものに限り、「工事経歴書（建設業許可申請様式第２号（第２条、第19条の８関係））」の副本の写しの提出も認めます。

(６)　技術者経歴書

入力票Ａに記入した希望業種についてのみ、任意様式（Ａ４版）により、対象となる技術職員について次に掲げる事項を記入したものを作成してください。

ア　氏名

イ　年齢及び生年月日

ウ　当該業者における在職期間

エ　経験年数

オ　最終学校・学科名及び卒業年月

カ　有資格名等

キ　監理技術者資格者証番号及び監理技術者資格者証有効期限

※監理技術者有資格者である場合のみ

(７)　営業所技術者等証明書又は営業所技術者等一覧表

入力票Ａの「営業所技術者等氏名」欄に記入した技術者のみ、当該技術者に係る建設許可官庁へ提出している「営業所技術者等証明書」（建設業許可申請の様式８号（第３条関係））の副本の写し又は「営業所技術者等一覧表」（建設業許可申請様式第１号（第２条関係）別紙四）の副本の写しを提出してください。

(８)　営業所一覧表

申請日現在における最新の「営業所一覧表」（建設業許可申請様式第１号別紙二(１)又は(２)）の副本の写しを提出してください。なお、今治市を担当する営業所（受任者がいる場合は受任者が所属する営業所）のFAX番号も電話番号の横に記載してください。

　　　　※支店・営業所等最新の状況が、許可もしくは許可更新後の変更によるものの場合は、建設業法施行規則に定める変更届出書（様式第22号の２(第１面、第２面）を提出してください。

(９)　建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表

　　　　共通申請要領で「委任状」を提出された方のみ、申請日現在における最新の「建設業法施行令第３条に規定する使用人の一覧表」(建設業許可申請様式第11号)の副本の写しを提出してください。

　　　　※支店・営業所等最新の状況が、許可もしくは許可更新後の変更によるものの場合は、建設業法施行規則に定める変更届出書（様式第22号の２(第１面、第２面）を提出してください。